

神戸地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 処分取消請求事件

国側当事者・国(龍野税務署長)

令和6年9月19日棄却・控訴

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	団野 克己
同補佐人税理士	太田 裕之
被告	国
同代表者法務大臣	小泉 龍司
処分行政庁	龍野税務署長
	福谷 悦郎
同指定代理人	岩崎 絵未
同	花谷 愛華
同	細見 育男
同	中嶋 裕樹
同	巽 賢志
同	松原 哲也
同	土黒 美香
同	市原 智恵

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

処分行政庁が令和4年7月1日付けで原告に対してした、原告の平成31年1月1日から令和元年12月31日までを課税期間とする消費税及び地方消費税の過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

寿司販売店を経営する原告は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの課税期間(以下「本件課税期間」という。)に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の確定申告をした際、従業員の給料賃金を課税仕入れに係る支払対価の額に該当するものとして計上した。処分行政庁は、上記給料賃金が課税仕入れに係る支払対価の額に該当しないなどとして、本件課税期間の消費税等の更正処分(以下「本件更正処分」という。)及び過少申告加算税の賦課決定処分(以下「本件賦課決定処分」といい、本件更正処分と併せて「本件各処分」という。)をした。

本件は、原告が、①給料賃金を課税仕入れに係る支払対価の額に該当するものとして計上したことには、令和4年法律第4号による改正前の国税通則法（以下「通則法」という。）65条4項1号所定の「正当な理由」がある、②上記計上には錯誤（平成29年法律第44号による改正前の民法（以下「民法」という。）95条）があるから無効であると主張し、被告国に対し、本件賦課決定処分取消しの取消しを求める事案である。

1 関係法令の定め

関係法令の定めは別紙1のとおりである。

2 前提事実（当事者間に争いがない事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められることができる事実）

（1）原告について

原告は、寿司販売店を営む個人事業主（消費税法2条1項3号）である。

（2）龍野税務署の確定申告会場の状況

龍野税務署は、令和2年3月5日頃、同署1階大会議室に、確定申告会場（以下「本件確定申告会場」という。）を開設していた。

申告者は、本件確定申告会場を訪れ、同署職員の案内又は誘導に従い、①事前準備兼自書記載コーナーにおいて、確定申告書を作成するための書類を整理確認するなどの準備作業を行い、②その後パソコンコーナーに進み、同コーナーに設置されているノート型の確定申告書作成用パソコンを操作して確定申告書を作成することとなっていた。

（3）原告の確定申告

原告は、令和2年3月5日、本件確定申告会場を訪れ、本件課税期間に係る消費税等の確定申告を行った（以下「本件申告」という。）が、その詳細な状況は以下のとおりである。

原告は、まず事前準備兼自書記載コーナーにおいて、個票（以下「本件個票」という。）を作成した。本件個票は、別紙2のとおり、「給料賃金」の科目の「決算額 A」欄及び「Aのうち課税取引にならないもの B」欄に265万3030円（以下「本件給料賃金の額」という。）と記載されている。（甲6）

次に、原告は、パソコンコーナーにおいて、確定申告書作成用パソコンに申告内容を入力し、別表1の「確定申告」欄のとおり、本件課税期間の消費税等の確定申告書をe-Taxにより提出した。上記確定申告書の中で、本件給料賃金の額は、課税取引として課税仕入れに係る支払対価の額に算入されている。（乙1）

（4）本件各処分に係る経緯

ア 原告に対する税務調査

龍野税務署の調査担当職員は、令和3年7月27日、原告に対し、①平成30年分～令和2年分の所得税及び復興特別所得税、②本件課税期間及び令和2年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税等、③平成30年2月13日から令和3年7月12日までの間に法定納期限が到来する源泉所得税及び復興特別所得税に係る税務調査を開始し、令和4年6月24日、原告及び原告の税務代理人に対し、調査結果の説明を行い、修正申告を勧奨した。（甲1）

イ 本件各処分

処分行政庁は、令和4年7月1日付けで、原告に対し、調査担当職員がした原告に対する調査の結果に基づき、別表1の「本件各処分」欄のとおり、本件各処分をした。（甲2）

(5) 審査請求

原告は、令和4年8月3日付けで、国税不服審判所長に対し、本件賦課決定処分について審査請求を行い、国税不服審判所長は、令和5年5月22日付けで、原告の審査請求を棄却する旨の裁決をした。(甲3、5)

(6) 訴えの提起

原告は、令和5年11月15日、本件訴えを提起した。(当裁判所に顕著な事実)

3 争点及び当事者の主張

本件の争点は、本件賦課決定処分の適法性である。

【原告の主張】

(1) 過少申告につき「正当な理由」(通則法65条4項1号)があること

原告は、パソコンコーナーにおいて、龍野税務署の担当職員の立会いの下、上記職員と同じ画面を見ながらパソコンに申告内容を入力した。原告は、税務署の用意したパソコン操作に不慣れなこと、給与賃金を課税取引と入力した場合にエラーとはならない仕組みであったことから、給与賃金を課税取引として入力してしまった。その際、上記職員は、原告が見ているのと同じ画面を注視していたが、原告に対して入力の誤りを指摘しなかった。原告は、上記職員に対し、入力後に画面をスクロールし、「これでいいですか」と尋ね、入力に誤りがないことを確認して入力を終えた。

このように、本件申告が過少申告となったことは税務署職員の誤誘導に原因がある上、入力の誤りがあったのも1箇所のみであるから、通則法65条4項1号にいう「正当な理由があると認められる」場合に当たる。

(2) 本件申告が錯誤により無効であること

ア 原告は、確定申告書を作成する際に、誤って本件給料賃金の額を課税取引として入力しており、表示上の錯誤がある。原告には重大な過失があるものの、上記(1)の経過や龍野税務署の職員が本件個票を持っていたことによれば、処分行政庁は原告に錯誤があることを知り又は重大な過失により知らなかったといえる。仮にそうでないとしても、処分行政庁は原告と同一の錯誤に陥っていたといえる。

したがって、本件申告に錯誤無効がある以上、原告は給与賃金を課税取引にならないものとして申告したことになるから、本件賦課決定処分には取消事由がある。

イ 龍野税務署の職員は、税務調査の中で本件個票を原告に開示しなかった。仮に開示されていれば、原告は、修正申告勧奨に応じることができた。

ウ e-Taxによる確定申告に関し、税務署が納税者の操作ミスを回避する又は注意喚起をするなどの措置を講じていなかった場合、平成29年法律第45号による改正前の電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律(以下「電子契約法」という。)を類推し、民法95条ただし書が適用されないと解すべきである。

【被告の主張】

(1) 過少申告につき「正当な理由」(通則法65条4項1号)がないこと

本件申告が過少申告となったのは、原告が、確定申告書作成用パソコンへの入力を誤ったことが原因であり、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があるとは認められない。原告が主張する龍野税務署職員の原告に対する助言は、一応の参考意見を示すものにすぎず、最終的にどのような納税申告をすべきかは納税義務者の判断と責任に委ねられ

ているから、「正当な理由」の存在を基礎付けるものではない。

(2) 原告の錯誤無効の主張が許されないこと

本件について、錯誤が客観的に明白かつ重大であって、法の定めた方法以外にその是正を許さないならば、納税義務者の利益を著しく害すると認められる特段の事情は認められない。龍野税務署の職員が、原告の錯誤を知っていたか、共通の錯誤に陥っていたという原告の主張は争う。

第3 当裁判所の判断

1 本件賦課決定処分 of 適法性

(1) 「正当な理由」(通則法65条4項1号)の有無

ア 判断の枠組み

過少申告加算税は、過少申告による納税義務違反の事実があれば、原則としてその違反者に対して課されるものであり、これによって、当初から適正に申告し納税した納税者との間の客観的不公平の実質的な是正を図るとともに、過少申告による納税義務違反の発生を防止し、適正な申告納税の実現を図り、もって納税の実を挙げようとする行政上の措置である。この趣旨に照らせば、過少申告があっても例外的に過少申告加算税が課されない場合として通則法65条4項1号が定めた「正当な理由があると認められる」場合とは、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、上記のような過少申告加算税の趣旨に照らしてもなお納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合をいうものと解するのが相当である(最高裁平成18年4月20日第一小法廷判決・民集60巻4号1611頁参照)。

イ 検討

前提事実(3)及び弁論の全趣旨によれば、①本件給料賃金の額は課税仕入れに該当しない(消費税法2条1項12号)ところ、②原告は、本件申告に際し、いったんは本件給料賃金の額を課税取引に当たらないものとして記載した本件個票を作成しながら、確定申告書作成用パソコンに申告内容を入力する際、本件給料賃金の額を課税取引に当たるものとして入力し、このような内容の消費税等の確定申告書を作成し、これをe-Taxにより提出した(以下「本件誤申告」という。)ことが認められる。

原告は、本件誤申告の原因について、龍野税務署の職員に確定申告書作成用パソコンの画面を見てもらいながら、入力後の画面をスクロールし、「これでいいですか」と尋ね、入力に誤りがないことを確認してもらったためであると主張し、これと同旨の陳述(甲12)をする。

この点、申告納税方式によるものとされている国税において、納付すべき税額は、原則として納税義務者のする申告により確定するものとされていること(通則法15条1項、16条1項1号、2項1号参照)に照らすと、申告納税方式においては納税義務者が自己の判断と責任で税額を計算し、適正な申告を行うことが予定されているものと考えられる。そして、各税務署が納税義務者等から受ける申告書の作成に関する相談は、納税申告の一助となるように一応の参考意見を示す行政サービスにすぎないから、税務相談において税務職員が指導・助言を行ったとしても、それが税務署長その他責任ある立場にある者の正式な見解の表示であると受け取られるような特段の事情のない限り、最終的にどのような納税申告をすべきかは、依然として納税義務者の判断と責任に委ねられているというべき

である。

これを本件についてみると、龍野税務署の職員は原告を含む本件確定申告会場を訪問した納税者の入力作業を補助するために配置されていたにすぎない（弁論の全趣旨）から、原告が陳述するように上記職員が原告に対して入力内容に誤りがないと述べたとしても、それは入力の形式上明白な誤りが無いことを伝えたにすぎないというべきである。仮に、原告が陳述する上記職員の発言の趣旨が、原告が入力した内容は原告の事業に係る全事情に照らして適法かつ適切といえる税務処理内容であると伝えたというものであったとしても、これが税務署長その他責任ある立場にある者の正式な見解の表示であると受け取られるような特段の事情があると評価することはできない。そうすると、原告は、自らの判断と責任により本件申告を行ったものと評価するのが相当であるから、本件誤申告について、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、過少申告加算税の趣旨に照らしてもなお納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合に当たるとはいえない。本件誤申告が「正当な理由があると認められる」場合に当たるとは認められない。

（２）錯誤無効の主張が許されるか否か

ア 判断の枠組み

消費税等の確定申告書の記載内容が納税義務者の内心と合致しない場合であっても、その錯誤が客観的に明白かつ重大であって、法の定めた方法以外にその是正を許さないならば、納税義務者の利益を著しく害すると認められる特段の事情がある場合に限り、修正申告等の法定の方法によらないで錯誤無効を主張することが許されるというべきである（最高裁昭和39年10月22日第一小法廷判決・民集18巻8号1762頁参照）。

イ 検討

上記（１）イのとおり、原告の陳述内容を前提としても、原告は自らの判断と責任により本件申告を行ったものと評価されるから、法の定めた方法以外にその是正を許さないならば、原告の利益を著しく害すると認められる特段の事情があるとはいえない。

したがって、原告が本件訴訟において錯誤無効を主張することは許されない。

原告は、①龍野税務署の職員が本件個票を原告に対して開示すれば、原告は修正申告勧奨に応じることができたと主張するが、かかる申告後の事情が上記判断を左右するものではないし、②民法95条ただし書の適用を排除する電子契約法3条を類推すべきと主張するが、原告はそもそも錯誤無効の主張をすることができないのであるから、上記判断を左右するものではない。

（３）本件賦課決定処分の適法性

本件更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、別表2のとおり、本件更正処分における納付すべき消費税等の額49万6600円から本件申告における消費税等の額14万6400円を控除した金額である35万0200円から、1万円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である35万円に100分の10の割合を乗じて算出した3万5000円である（通則法65条1項、118条3項）。

本件賦課決定処分により原告に賦課された過少申告加算税の額はこれと同額であるから、本件賦課決定処分は適法である。

2 結論

以上のとおり、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 野上 あや

裁判官 鈴鹿 祥吾

裁判官 関根 隆朗

関係法令の定め

第1 通則法

(過少申告加算税)

5 第65条 期限内申告書(略)が提出された場合(略)において、修正申告書の提出又は更正があつたときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基づき第35条第2項(期限後申告等による納付)の規定により納付すべき税額に百分の十の割合(修正申告書の提出が、その申告に係る
10 国税についての調査があつたことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、百分の五の割合)を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する。

2、3 (略)

4 次の各号に掲げる場合には、第1項又は第2項に規定する納付すべき税額から当該各号に定める税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除して、これらの項の規定を適用する。

15 一 第1項又は第2項に規定する納付すべき税額の計算の基礎となつた事実のうちその修正申告又は更正前の税額(還付金の額に相当する税額を含む。)の計算の基礎とされていなかつたことについて正当な理由
20 があると認められるものがある場合、その正当な理由があると認められる事実に基づく税額

二 (略)

5 (略)

(国税の課税標準の端数計算等)

25 第118条 (略)

2 (略)

- 3 附帯税の額を計算する場合において、その計算の基礎となる税額に一万円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が一万円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

第2 消費税法

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

三 個人事業者 事業を行う個人をいう。

十二 課税仕入れ 事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供（所得税法第28条第1項（給与所得）に規定する給与等を対価とする役務の提供を除く。）を受けること（当該他の者が事業として当該資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもので、第七条第一項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの及び第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの以外のものに限る。）をいう。

以上

原告の本案課税期間の課税の経緯

(単位:円)

項目		区分	確定申告	本件各処分	審査請求	裁決
年月日			令和2年3月5日	令和4年7月1日	令和4年8月3日	令和5年5月22日
消費税	課税標準額		20,768,000	22,147,000	/	/
	消費税額		1,304,475	1,391,352		
	控除対象仕入税額		1,188,488	1,001,355		
	納付すべき消費税額		115,900	389,900		
地方消費税	課税標準となる消費税額		115,900	389,900		
	納付すべき地方消費税額		30,500	106,700		
消費税等の合計納付税額			146,400	496,600		
過少申告加算税の額				35,000	一部取消	棄却

原告の本件課税期間の消費税等に係る過少申告加算税の額

(単位:円)

区 分		金 額
納付すべき消費税等の額	①	496,600
更正処分前における納付すべき消費税等の額	②	146,400
差引納付すべき税額 (①-②) (100円未満切捨て)	③	350,200
③のうち、過少申告加算税の基礎となる税額 (1万円未満切捨て)	④	350,000
④に対する過少申告加算税の割合	⑤	10%
過少申告加算税の額 (④×⑤)	⑥	35,000

